

○ち密な捜査の推進強化について

平成2年8月8日

道本例規（刑・防・交指・備）30号

／道本部各部、課（室・隊・所）長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
ち密な捜査の推進については、これまで、事件に強い警察を確立するための一環として、各種施策を推進してきたところであるが、この度、ち密な捜査の推進と捜査指揮能力の向上を一層充実強化するため、「本部要指導事件」制度等を次のとおり定め、平成2年8月15日から実施することとしたので、運用上遺憾のないようにされたい。

記

第1 目的

最近の裁判実務の変化等を踏まえ、よりち密かつ適正な捜査を推進するため、特に公判（少年事件における審判を含む。以下同じ。）において立証上の問題が生じるおそれのある事件に対する指導体制の強化と、捜査指揮能力の向上を図ろうとするものである。

第2 定義

この通達において「本部要指導事件」とは、北海道警察捜査指揮規程（平成4年本部訓令第15号。以下「規程」という。）第4条に規定する警察署長（以下「署長」という。）指揮事件のうち、次に掲げる事件で特に公判において立証上の問題が生じるおそれのある事件について、北海道警察本部（以下「道本部」という。）の主管部長又は方面本部長が道本部長の承認を得て指定したものをいう。

- 1 自白の信用性に疑いを持たれるおそれのある事件
- 2 否認事件及び黙秘事件
- 3 被害者、重要な目撃者共犯者の供述の信用性に疑いを持たれるおそれのある事件
- 4 鑑定結果の信用性に疑いを持たれるおそれのある事件
- 5 実況見分、検証の結果等の信用性に疑いを持たれるおそれのある事件
- 6 微妙な擬律判断を必要とする事件
- 7 その他特に公判において立証上の問題が生じるおそれのある事件

第3 本部要指導事件への対応

1 署長の報告

署長は、その捜査する事件が本部要指導事件に該当すると判断したときには、直ちに「本部要指導事件報告書」（別記様式）により、札幌方面にあっては、警察本部の事件主管課長を経由して主管部長に、札幌方面以外の所属にあっては、当該方面本部の事件主管課長を経由して方面本部長に報告しなければならない。

2 本部要指導事件の指定

- (1) 署長の報告を受けた道本部の主管部長又は方面本部長は、当該事件のそれまでの捜査状況及び証拠の内容等について確認、検討の結果、当該事件を本部要指導事件とすべきものと判断したときは、道本部長の承認を得て、

その指定を行うものとする。

- (2) 道本部又は方面本部の事件主管課長(以下「主管課長」という。)は、当該事件が本部要指導事件の指定を受けたときは、直ちにその旨を当該署長に通報するものとする。
- (3) 方面本部の事件主管課長は、当該事件が本部要指導事件の指定を受けたときは、「本部要指導事件報告書」の写しにより、道本部の事件主管課長に通知するものとする。

3 本部の指導

- (1) 本部要指導事件の検討、指導等は、原則として道本部又は方面本部(以下「本部」という。)の事件主管課において行うものとする。
- (2) 本部の事件主管課の指導官、担当補佐等(以下「事件主管指導官等」という。)は、本部要指導事件の捜査状況、収集された証拠の内容及びこれらに基づいて行うべき指導の内容について、道本部の事件主管部の捜査の適正に関する事務を分掌する課(以下「担当課」という。)の指導官、補佐等(以下「各部指導官等」という。)と密接な連絡を図るものとする。
- (3) 事件主管指導官等は、本部要指導事件の指導に当たっては、別表1「本部要指導事件確認・指導票」等に基づき、ち密かつ適正な捜査が行われるよう具体的な指導を行うものとする。

4 事件指導簿の備付

- (1) 本部要指導事件の指導を行う本部の事件主管課及び担当課並びに警察署に事件指導簿を置くものとし、事件指導簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ア 事件名
 - イ 事件の概要
 - ウ 本部要指導事件に該当することが判明するまでの捜査経過及び同事件に該当すると認めた具体的な理由
 - エ 警察署における捜査方針
 - オ 警察本部による指導内容
 - カ 指導内容に基づいた警察署の捜査状況及び捜査結果
 - キ その他必要事項
- (2) 事件指導簿は、本部要指導事件報告書の写しを使用するものとする。

5 公判対応担当課長との連携

- (1) 署長は本部要指導事件が起訴された場合には、直ちに道本部の事件主管部の公判対応を担当する係を所管する課長(以下「公判対応担当課長」という。札幌方面以外の所属にあつては、当該方面本部の事件主管課長を経由。)に、その旨を報告しなければならない。
- (2) 前事項の報告を受けた公判対応担当課長は、当該事件の捜査を行った署長及び主管課長と密接な連携を図り、適切な公判対応に努めなければならない。

6 留意事項

- (1) 本部要指導事件に指定された事件であっても、第一次的な捜査及び捜査指揮の責任は署長にあるので、捜査指揮の徹底を図ること。
- (2) 本部要指導事件の報告に当たっては、当該事件が警察署において所要の捜査を尽くしてもなおかつ、公判において問題が生じるおそれがあるかどうかを判断すること。
- (3) 本部要指導事件の該当性の判断に当たっては、別表2「本部要指導事件具体例」を参考とすること。
- (4) 本部要指導事件については、特に証拠物及び証拠書類等の捜査資料(未送致のものを含む。以下同じ。)の適正な保管に努めること。
- (5) 本部要指導事件報告書により報告した事件で、本部要指導事件に指定されない事件であっても、本部の事件主管課と緊密な連携を図ること。

第4 道本部長指揮事件及び方面本部長指揮事件への対応

捜査主任官は、規程第3条及び第4条に規定する道本部長又は方面本部長指揮事件の捜査に当たっては、本部要指導事件の制度が創設されたことにかんがみ、捜査幹部、各部指導官等を交えた当該事件の証拠の綿密な検討を行うとともに捜査過程の記録化及び捜査資料の保管並びに公判対応担当課長との連携等に一層配意し、ち密かつ適正な捜査を推進するものとする。

第5 新任捜査担当幹部研修の推進

主管課長又は担当課長は、各警察署の新任の捜査を担当する課長又は係長に対する招致教養、巡回教養等を実施するなど実践的な捜査の指導、教養に努めるものとする。

第6 無罪事件等及び困難な立証に成功した事件の分析・検討

1 無罪事件等の分析・検討

主管課長又は担当課長は、無罪判決(少年事件における「非行なし」を理由とする不処分及び審判不開始決定を含む。以下同じ。)が出された事件、被疑者を逮捕(常人逮捕を除く。)した事件及び起訴相当と認めて任意送致した事件のうち、不起訴処分(「罪とならず」「嫌疑なし」又は「嫌疑不十分」の処分をいう。以下同じ。)がなされた事件について検討を加え、必要なものについては、当該事件の捜査記録、公判記録等に基づき、検討会を開催するなどして、無罪判決又は不起訴処分がなされた原因や教訓事項等について多角的な分析・検討を行うものとする。

2 困難な立証に成功した事件の分析・検討

事件主管課長又は担当課長は、必ずしも十分な直接証拠がないにもかかわらず、有罪判決を得た事件については、その成功の要因、教訓事項等について、分析・検討を行うものとする。

3 分析・検討結果の活用

主管課長又は担当課長は、無罪事件等及び困難な立証に成功した事件の分析・検討した結果を、捜査幹部及び捜査員に対する指導、教養に積極的に活用するものとする。

第7 その他

この通達の実施に関し必要な事項については、道本部の主管部長又は方面本部長が別に定めるものとする。

※ 別表、別記様式、別紙は省略